

役員及び評議員の報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪児童福祉事業協会の定款第8条と第21条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(理事長報酬)

第2条 役員のうち、理事長に対して報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
2 前項の報酬等の額は、月額50,000円とし各年度の総額が600,000円を超えないものとする。
3 第2項の報酬額は税控除後の手取り額とし、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に振り込みで支給する。

(役員等報酬)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬及びその職務の執行に当たって負担した旅費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
2 評議員の報酬の額は、評議員会等への出席1回につき1万円とし、当法人及び施設業務のために出勤した日も同額とする。ただし、評議員会等が同日の場合は1日につき1万円とする。
3 理事の報酬の額は、理事会等への出席1回につき1万円とし、当法人及び施設業務のために出勤した日も同額とする。ただし、理事会等が同日の場合は出席1日につき1万円とする。
4 監事の報酬の額は、監事監査等への出席1回につき1万円とし、当法人及び施設業務のために出勤した日も同額とする。ただし、監事監査等が同日の場合は出席1日につき1万円とする。
5 第2、第3項、第4項に規定する評議員、理事及び監事の報酬の額は、税控除後の手取り額とし一人あたり各年度の総額が50,000円を超えないものとする

(当法人常勤職員給与との併給)

第4条 当法人常勤職員を兼務し、常勤職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。また、役員等がその職務執行に当たって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経ることとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年6月11日より施行する。